

組合ニュース

発行：2015年10月8日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

福教大未払い賃金請求訴訟 第2回控訴審報告 —判決は11月30日—

9月7日、福岡教育大学未払い賃金請求訴訟（大分大学でも行われたH.24,25年度の賃金カットの不当性をめぐる裁判）第2回控訴審が福岡高等裁判所で行われ、大分大学からの8名を含め、原告を支援する80名を超える傍聴者が見守りました。これは、1月28日の地裁での不当判決を受け、原告側が控訴したものです。

公判では、原告側から藤内和公岡山大学法学部教授の意見書とそれに基づく原告側の主張、およびそれに対する被告側（福教大当局）の反論がそれぞれ証拠として文書で提出されていることが確認されました。しかし、原告が求めていた証人尋問（原告側の主張）は認められませんでした。そして、控訴審判決は11月30日に申し渡すことが宣言されました。

それにしても、公判の時間は5分に満たないものでした。つまり前述の内容を裁判長が口頭で述べるだけで閉廷を宣言しました。原告が証人として主張したいことがあり、それを要求しているのに、それを退けての即閉廷です。素人考えかもしれませんが、司法の職務怠慢という言葉が頭に浮かびました。その後、会場を移して報告集会を行い、原告や弁護士、全大教委員長や一般市民からの発言がありました。

問題は、大分大学もそうですが、国家公務員でなくなり民間の労働法制が適用されるようになった国立大学の職場で、労働契約法に定めてある合理的な説明を行わないまま、大幅な賃金カットを行ったことの不当性です。原告の主張が認められなければ、国立大学の職場は国家公務員法も民間の労働法制も適用されない「ブラック職場」になってしまいます。

この裁判は一審の「続き」という位置づけにあるようですが、裁判長が司法の独立性の立場から、公正な判断をすることを願います。

青年部学習会・総会報告

8月21日～22日に浅草において青年部学習会が開催され、本単組から2名が参加しました。参加した約30名の“若手”と共に、1日目にはミニ講座とワークショップを通じて組合活動への理解を深めました。ミニ講座では、青年部長が独自に作成したスライドを用いて労働組合の活動内容について説明されました。スライドでは小難しい内容は極力省かれ「就職したてのヒヨコさんが超勤や休暇取得について困っており、彼らから相談を受けた組合員のクマさんが



団体交渉により労働条件を改善する。」といった極めて分かりやすく具体的な物語が展開されていました。これに私たちは深い感銘を受け、このような啓蒙活動を大分大学でも行っていきたいと熱く語り合いました。

ワークショップでは4班に分かれ、地味だと評判の青年部のウェブページを新しくデザインしました。青年部を外部にアピールするための試行錯誤を繰り返すわけですから、組合活動の意義について議論をすることになり、これも大変有意義なイベントとなりました。

懇親会は東京の下町らしくもんじゃ焼き屋で開催され、参加者は普段の仕事や組合活動について語り合い絆を深めました。しかし残念なことに2日目には加盟13単組のうちの過半数が揃っていないことにより総会が成立しませんでした。各大学・高専での組合活動にはまだばらつきがあるようで、足並みを揃えることの難しさを痛感しました。